

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	北陸財務局長
【提出日】	平成30年8月1日
【四半期会計期間】	第37期第3四半期（自平成30年3月21日 至平成30年6月20日）
【会社名】	株式会社 P L A N T
【英訳名】	PLANT Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三ッ田 佳史
【本店の所在の場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役社長室長兼管理本部長 松田 恭和
【最寄りの連絡場所】	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1
【電話番号】	0776(72)0300(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役社長室長兼管理本部長 松田 恭和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第36期 第3四半期累計期間	第37期 第3四半期累計期間	第36期
会計期間	自平成28年9月21日 至平成29年6月20日	自平成29年9月21日 至平成30年6月20日	自平成28年9月21日 至平成29年9月20日
売上高 (百万円)	64,238	65,497	86,979
経常利益 (百万円)	1,176	846	1,421
四半期(当期)純利益 (百万円)	803	2,634	206
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-
資本金 (百万円)	1,425	1,425	1,425
発行済株式総数 (千株)	8,090	8,090	8,090
純資産額 (百万円)	16,013	17,724	15,417
総資産額 (百万円)	38,489	38,236	37,540
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	100.00	325.70	25.69
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	20.00	20.00	40.00
自己資本比率 (%)	41.6	46.4	41.1

回次	第36期 第3四半期会計期間	第37期 第3四半期会計期間
会計期間	自平成29年3月21日 至平成29年6月20日	自平成30年3月21日 至平成30年6月20日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	17.93	14.89

(注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社がないため、記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における我が国の経済は、穏やかな景気の回復基調が続きましたが、米国、中国をはじめとする主要国の経済政策の行方や今後の消費税率の引き上げ等による影響等、依然として先行きに不透明感が続く状況で推移致しました。

小売業界におきましては、ネット通販の拡大をはじめドラッグストアやディスカウントストアなどが業態の垣根を越えた出店やリニューアルにより競争を激化させており、経営環境としては非常に厳しい状況が続いています。

また、2月には北陸地方を中心に37年ぶりの豪雪に見舞われ、売上、来店客数に大きく影響が及んだほか、除雪費用等、予期せぬ経費の支出が発生いたしました。

このような状況のもと、当社では中長期経営方針である「スーパーセンター業態の社会的認知の実現」を遂行すべく、「企業規模拡大」「店舗運営力向上」「商品力向上」の3つの成長戦略を掲げ取り組みを行っております。

当第3四半期累計期間においては、「企業規模拡大」として昨年10月に島根県初となる斐川店を出雲市に出店し、一方6月には店舗・設備の老朽化により鯖江店を閉店、当社店舗は合計13府県23店舗となりました。「商品力向上」といたしましては、川北店で当社初となる直営のハンバーガー・サンドイッチコーナーを新設いたしました。

また、当社は、福島第一原子力発電所の事故により発生した汚染土等を保管するための中間貯蔵施設整備事業を行う環境省からの要請に基づき、PLANT-4大熊店の建物等を譲渡する契約を平成29年10月27日に締結したことから、国より損失補償金2,786百万円、および大熊町より地権者支援事業給付金47百万円を受け取りました。PLANT-4大熊店の譲渡に伴い、当社は同店舗の取り壊し義務がなくなったため、これまで負債勘定に計上していた資産除去債務160百万円の戻し入れ等と合わせて、第1四半期に特別利益3,013百万円を計上いたしました。

以上の結果、当第3四半期累計期間における経営成績は、売上高が65,497百万円（前年同四半期比2.0%増）、売上総利益は12,941百万円（前年同四半期比1.3%増）、営業利益は804百万円（前年同四半期比27.2%減）、経常利益は846百万円（前年同四半期比28.0%減）及び四半期純利益は2,634百万円（前年同四半期比227.8%増）となりました。

#### (2) 財政状態の分析

##### (資産)

当第3四半期会計期間末における資産は、前事業年度末に比べ696百万円増加し、38,236百万円となりました。これは主に商品が620百万円増加、建物が685百万円増加、現金及び預金が437百万円減少したことによるものであります。

##### (負債)

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ1,610百万円減少し、20,512百万円となりました。これは主に借入金が2,093百万円減少したことによるものであります。

##### (純資産)

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ2,306百万円増加し、17,724百万円となりました。これは主に四半期純利益が2,634百万円となり、剰余金の配当が323百万円となったことによるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	23,120,000
計	23,120,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成30年6月20日)	提出日現在発行数(株) (平成30年8月1日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	8,090,000	8,090,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	8,090,000	8,090,000	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成30年3月21日～ 平成30年6月20日	-	8,090,000	-	1,425	-	1,585

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成30年3月20日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成30年6月20日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 200	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,088,400	80,884	同上
単元未満株式	普通株式 1,400	-	-
発行済株式総数	8,090,000	-	-
総株主の議決権	-	80,884	-

【自己株式等】

平成30年6月20日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社 P L A N T	福井県坂井市坂井町下新庄15号8番地の1	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
常務取締役	管理本部経理部長	取締役	管理本部経理部長	堂前 直樹	平成30年5月21日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（平成30年3月21日から平成30年6月20日まで）及び第3四半期累計期間（平成29年9月21日から平成30年6月20日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成29年9月20日)	当第3四半期会計期間 (平成30年6月20日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	8,562	8,125
売掛金	397	414
商品	7,045	7,666
その他	852	729
流動資産合計	16,857	16,935
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	6,914	7,599
土地	5,327	5,327
その他(純額)	2,660	2,701
有形固定資産合計	14,902	15,628
無形固定資産	1,178	1,208
投資その他の資産	4,601	4,464
固定資産合計	20,682	21,301
資産合計	37,540	38,236
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	5,946	6,086
電子記録債務	1,333	1,416
1年内返済予定の長期借入金	4,727	402
未払法人税等	211	1,083
賞与引当金	504	626
その他	2,921	2,070
流動負債合計	15,643	11,686
固定負債		
長期借入金	1,092	3,323
退職給付引当金	1,392	1,446
資産除去債務	2,363	2,358
その他	1,631	1,698
固定負債合計	6,479	8,826
負債合計	22,123	20,512
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,425	1,425
資本剰余金	1,585	1,585
利益剰余金	12,403	14,714
自己株式	0	0
株主資本合計	15,414	17,725
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3	1
評価・換算差額等合計	3	1
純資産合計	15,417	17,724
負債純資産合計	37,540	38,236

( 2 ) 【四半期損益計算書】  
【第3四半期累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第3四半期累計期間 (自 平成28年9月21日 至 平成29年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月21日 至 平成30年6月20日)
売上高	64,238	65,497
売上原価	51,458	52,555
売上総利益	12,779	12,941
販売費及び一般管理費	11,674	12,137
営業利益	1,105	804
営業外収益		
受取手数料	80	91
助成金収入	46	49
その他	40	54
営業外収益合計	166	195
営業外費用		
支払利息	82	63
シンジケートローン手数料	-	72
その他	13	17
営業外費用合計	96	153
経常利益	1,176	846
特別利益		
受取損害賠償金	18	158
固定資産売却益	14	-
受取補償金	-	2,816
資産除去債務戻入益	-	160
特別利益合計	23	3,035
税引前四半期純利益	1,199	3,882
法人税、住民税及び事業税	501	1,285
法人税等調整額	105	38
法人税等合計	396	1,247
四半期純利益	803	2,634



【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

1 受取損害賠償金

受取損害賠償金は、福島第一原子力発電所の事故により被ったPLANT-4大熊店の原発事故損失の一部として、東京電力より支払い及び提示を受けた賠償額を計上しております。

2 受取補償金

受取補償金は、環境省の要請を受け、福島第一原子力発電所の事故により出た汚染土等を一時保管するための中間貯蔵施設整備事業に当社のPLANT-4大熊店の建物等を国に譲渡するとともに、国より損失補償金、福島県双葉郡大熊町より地権者支援事業給付金を受け取ったものであります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 平成28年9月21日 至 平成29年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自 平成29年9月21日 至 平成30年6月20日)
減価償却費	674百万円	689百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 平成28年9月21日 至 平成29年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年12月19日 定時株主総会	普通株式	151	19	平成28年9月20日	平成28年12月20日	利益剰余金
平成29年4月28日 取締役会	普通株式	161	20	平成29年3月20日	平成29年5月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自 平成29年9月21日 至 平成30年6月20日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年10月27日 取締役会	普通株式	161	20	平成29年9月20日	平成29年12月20日	利益剰余金
平成30年4月27日 取締役会	普通株式	161	20	平成30年3月20日	平成30年5月18日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、小売業という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自平成28年9月21日 至平成29年6月20日)	当第3四半期累計期間 (自平成29年9月21日 至平成30年6月20日)
1株当たり四半期純利益金額	100円00銭	325円70銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	803	2,634
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	803	2,634
普通株式の期中平均株式数(千株)	8,038	8,089

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成30年4月27日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- (イ) 配当金の総額 161百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 20円
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成30年5月18日

(注) 平成30年3月20日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年 8 月 1 日

株式会社 P L A N T  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤 博久 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高村 藤貴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 P L A N T の平成29年 9 月21日から平成30年 9 月20日までの第37期事業年度の第3 四半期会計期間（平成30年 3 月21日から平成30年 6 月20日まで）及び第3 四半期累計期間（平成29年 9 月21日から平成30年 6 月20日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 P L A N T の平成30年 6 月20日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3 四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 . X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。